



第89回 | 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成25年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
東京商工会議所ビル4階 東商ホール

決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

取締役9名選任の件

日本製紙株式会社

証券コード 3863

(証券コード 3863)
平成25年6月5日

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都北区王子一丁目4番1号
(本社事務所)
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

日本製紙株式会社

代表取締役社長 芳賀義雄

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきたく、お願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては、74ページから75ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日(木曜日)午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
東京商工会議所ビル4階 東商ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 (1) 第89期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第89期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nipponpapergroup.com/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日は節電のため、会場が蒸し暑いことが予想されますので、あらかじめご了承ください。

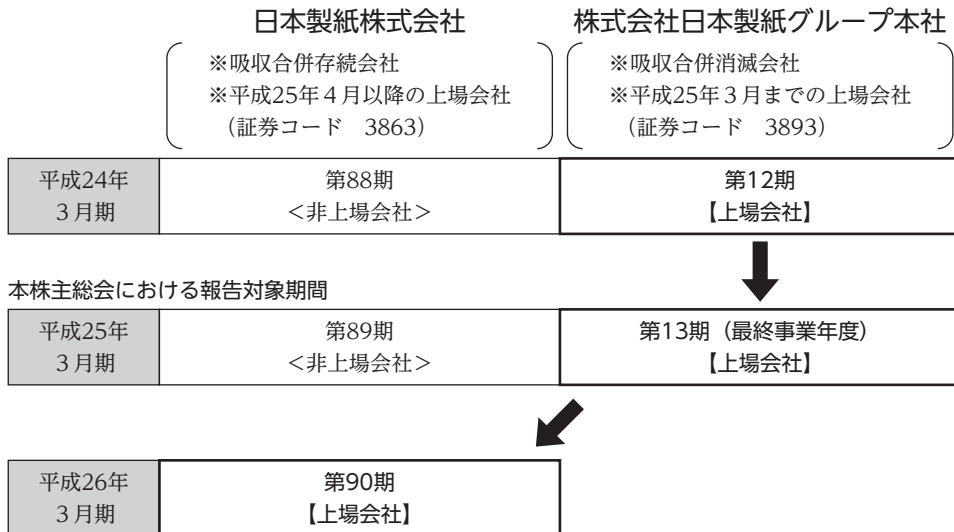
(ご案内)

合併に伴う本株主総会における報告事項について

当社は、本年4月1日付で当社を存続会社、株式会社日本製紙グループ本社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

本株主総会における会社法上の目的事項は、当社第89期（平成25年3月期）のご報告となります。もっとも、株主の皆さまへの情報開示の継続性と連続性を保つため、株式会社日本製紙グループ本社第13期（平成25年3月期＝最終事業年度）につきましてもあわせてご報告を行うこととし、本招集ご通知の別冊にて、株式会社日本製紙グループ本社第13期の計算書類等および連結計算書類をご参考資料として提供させていただきます。

株主の皆さまにおかれましては、平成25年3月期の当社グループの連結決算等につきましては、当該別冊の資料をご覧くださいませう、よろしくお願い申し上げます。



(注) 上記の矢印は、当社グループの連結計算書類の実質的な連続性を示しています。

以 上

(添付書類) 事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国の経済は、東日本大震災からの復興需要を背景に緩やかな回復基調がみられましたが、海外経済の減速や円高の長期化の影響もあり、輸出や生産が減少するなど、厳しい環境が続きました。年明けには、金融緩和をはじめとした経済政策への期待などから円安傾向に転じ、株式市場も回復の兆しがみられますが、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

洋紙業界におきましては、国内需要が引き続き低調ななか、円高などを背景に輸入紙が増加し、国内市況が下落するなど、厳しい事業環境が続きました。

当社では、平成24年8月に、東日本大震災により甚大な被害を受けた石巻工場（宮城県石巻市）の設備を計画どおり再稼働させ、供給能力を確保するとともに、洋紙事業の復興計画に基づきコストダウンを推進し、収益改善に取り組んでまいりました。また、平成24年10月1日には日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併を実施し、今後の成長が期待できる分野に対し、迅速かつ重点的に経営資源を配分することが可能な体制といたしました。

以上の結果、当期の業績につきましては、売上高は、洋紙の販売価格が下落したものの、紙の生産能力の回復に加え、日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併により、前期に比べ814億66百万円（17.4%）増の5,488億8百万円となりました。

一方、損益面につきましては、固定費を中心としたコストダウンを計画どおり発現させてまいりましたが、販売価格の下落や受取配当金の減少もあり、経常利益は131億43百万円（69.8%）減の56億99百万円となりました。

また、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併による抱合せ株式消滅差益の特別利益への計上などにより、137億81百万円の当期純利益となりました。

次に、部門別の事業概況は、以下のとおりであります。

[紙]

洋紙のうち新聞用紙は、広告需要の回復に加え、ロンドンオリンピック開催や衆議院選挙実施による需要増および輸出の増加などにより、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。印刷用紙は、販売価格は下落しましたが、生産設備の復旧により販売数量、売上高ともに前期に比べ増加しました。情報用紙、産業用紙は、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

板紙は、平成24年10月1日付の日本大昭和板紙株式会社との合併により、下期の段ボール原紙、白板紙などの販売数量および売上高が増加しました。

以上の結果、前期に比べ、販売数量は89万8千トン（23.4%）増の472万9千トン、売上高は473億25百万円（10.9%）増の4,830億75百万円となりました。

〔パルプ〕

製紙用パルプは、販売価格の下落などにより、売上高は前期に比べ59億10百万円（35.2%）減の108億76百万円となりました。

〔紙関連〕

平成24年10月1日付の日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併により、下期の液体用紙容器、溶解パルプ（DP）および液晶材料などの売上高が357億60百万円増加しました。

〔その他〕

電力の販売数量が増加したことなどにより、売上高は前期に比べ42億90百万円（29.0%）増の190億95百万円となりました。

各部門の販売数量、売上高は次表のとおりであります。

区 分	当 期		前 期		増 減 率	
	販売数量	売 上 高	販売数量	売 上 高	販売数量	売 上 高
紙	4,729,443 トン	483,075 百万円	3,831,256 トン	435,749 百万円	23.4 %	10.9 %
パルプ		10,876		16,787		△35.2
紙 関 連		35,760				
そ の 他		19,095		14,805		29.0
合 計		548,808		467,342		17.4

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 「その他」には、電力の売上高が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は、306億円で、その主なものは次のとおりであります。

区 分	工 事 名 ほ か	工 場 名 ほ か
① 完成工事 (当期中に完成した主要設備)	製紙用パルプ設備の溶解パルプ(DP)向け転用工事	釧路工場
	クラフト紙生産対策工事	釧路工場
	7号抄紙机上質P P C移抄対策工事	石巻工場
	収益構造転換対策工事	岩国工場
	50号抄紙機新塗工設備設置工事	吉永工場
② 継続中工事 (当期において継続中の主要設備の新設、拡充)	木質バイオマス発電設備設置工事	八代工場
	化成品増産対策工事	ケミカル事業本部

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金およびグループ会社に対する投融資の資金に充当するため、金融機関からの長期借入405億円などによる調達を実施いたしました。

なお、当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システム(CMS)を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、機動的かつ効率的にグループ内に配分しております。

(4) 対処すべき課題
(当社を取り巻く経営環境)

① 国内市場

国内洋紙市場は、広告需要の継続的な低迷などを反映し、依然として縮小傾向が続いています。さらに、東日本大震災以降、輸入紙が急増し、メーカー間の競争も激化した結果、印刷用紙の市況は大きく下落いたしました。

こうした状況からの収益改善を図るべく、当社は本年3月、印刷用紙の市況品種の4月下旬以降の値上げを発表し、得意先および主要顧客との折衝を開始いたしました。一方で、年明けからは新政権の経済政策への期待感などから国内経済は上向きの兆しを見せており、これにあわせて印刷用紙の内需低迷にも歯止めがかかることが期待されるほか、円安の影響などにより輸入紙も減少傾向にあります。円安は原燃料コストの上昇をもたらす一方、国内産業の輸出競争力の回復を通じて産業の活性化と国内消費の伸長という好循環が発生することで、包装素材や化成品、液晶素材など幅広く当社グループ製品の市場環境が好転することも期待されます。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に端を発する国内電力システムの見直しや、平成24年7月における「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の導入は、工場に自家発電設備を保有し、かつ操業のノウハウを有する製紙業界にビジネスチャンスをもたらしております。

② 海外市場

欧州の債務問題、中国経済の減速および米国景気の動向など不透明な要素は依然として存在するものの、アジア・オセアニア地域が世界経済を牽引していくという流れは継続すると見込まれております。中国および東南アジアにおける紙・板紙需要は順調に成長を続けており、オーストラリア経済も堅調な動きを示しております。

(第4次中期経営計画)

当社グループは、平成27年(2015年)を目標とする「グループビジョン2015」の実現に向け、平成24年4月から平成27年3月までを期間とする「第4次中期経営計画」をスタートさせました。

本計画では、国内洋紙事業の復興計画を柱とする洋紙事業の収益力強化とともに、グループにおける成長分野の拡大および新規事業の開発・育成、ならびに海外事業の収益力強化を図ることにより、グループの事業構造転換を加速させてまいります。

① 洋紙事業の収益力強化

需要に見合った生産体制および販売体制を確立して、抜本的な体質改善を実現し、国内洋紙事業の建て直しを図ることを目的として、平成24年9月までに製造コストの高い設備を中心に12台の生産設備を停止するとともに、一部の不採算品種から撤退いたしました。

これらの生産設備の停止により、固定費の削減だけでなく主力工場における重油使用量の極小化など、生産コストの最適化を実現いたしました。生産設備の停止や人員削減などの詳細は以下のとおりです。

- ・生産設備の停止
抄紙機8台・塗工機4台（合計12台）
- ・生産能力の削減
年産800千トン（当社グループの洋紙生産能力の15%相当分）
- ・人員削減

平成26年3月末までに平成24年3月末比で約1,300名を削減予定

さらに、製品差別化、生産と販売の連携強化による一層の顧客サービス向上を通じて、縮小する国内市場においても、安定的な収益を確保してまいります。

② 事業構造転換に向けた取組み強化

国内洋紙市場が縮小するなかで、当社グループが成長を図っていくためには、人材、資金、技術、ノウハウ、設備など、各種経営資源を強化すべき分野に速やかにかつ重点的に配分し、グループにおける事業構造転換を加速していくことが重要であると考えております。

(イ) 組織再編

当社は、平成24年10月1日に日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社を吸収合併いたしました。

本年4月1日には純粋持株会社である株式会社日本製紙グループ本社との吸収合併（以下「本合併」といいます。）の効力が発生いたしております。存続会社である当社は、同日付で株式を東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。

(ロ) 経営体制

当社は、本合併により事業持株会社となることにあわせ、執行役員制度を導入いたしました。取締役会をスリムな体制にすると同時に、取締役会による経営全般の監督機能および意思決定機能と、執行役員による個々の部門の業務執行機能とを切り分けて、責任と権限の所在を明確化することを目的としております。

(ハ) 事業構造

新たな経営体制のもと、今後も国内外で安定的な成長が期待できるパッケージ・紙加工事業、再生可能資源から生まれた素材として注目を集めるバイオケミカル事業および東日本大震災以降に事業機会が拡大しつつあるエネルギー事業など、今後の成長が期待できる分野に対し、迅速かつ重点的に経営資源を配分し、当社グループの中核事業として拡大を図ってまいります。

バイオケミカル事業については、木材を原料とする「セルロースナノファイバー事業」を推進するため、実証生産設備の設置を決定しております。セルロースナノファイバーには素材としての優れた特性があり、補強材、増粘剤、ガスバリア材などのさまざまな用途展開が期待できます。

またエネルギー事業については、全国で初めてとなる「未利用材100%によるバイオマス発電事業」を実施することを決定しております。再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用することで、環境に優しいのみならず、長期的に安定した収益が期待できます。さらに、発電設備の運営技術、山林事業のノウハウ、木材の集荷網など、当社グループの強みを活かすことができます。

今後も持続的に成長していくために、製紙事業以外の事業育成を進めることにより、総合バイオマス企業として事業構造の転換に取り組んでまいります。

③ 海外事業の収益力強化

第4次中期経営計画においては、これまでに展開してきた海外事業について、その成果を早期に発現させ、安定収益を確保してまいります。

(イ) オーストラリアンペーパー社 (Paper Australia Pty Ltd、オーストラリア)

平成21年に買収したオーストラリアンペーパー社では、当社グループが有する操業管理やコスト削減、工場運営などのノウハウを導入することにより、生産効率が大幅に改善しております。一方、豪ドル高の影響もあり、オーストラリア市場では輸入紙との競争が激化しております。こうしたなか、同国内の環境保護意識の高まりに対応した古紙パルプ配合製品を投入すべく、古紙パルプ製造設備の新設を決定いたしました。平成26年の設備稼働にあわせ、販売強化策を実施してまいります。

(ロ) 理文造紙有限公司 (Lee & Man Paper Manufacturing Limited、中国)

平成23年8月に同社への出資比率を15.32%とし、持分法適用関連会社といたしました。現在、技術者を中心に日本から人材を派遣し、平成

24年に新設した白板紙生産設備の操業安定および品質改善の支援のほか、既存設備の操業効率改善も行っております。また、中国華東地区では当社の関係会社が販売支援を行っており、当社の研究所による技術面および開発面でのサポートも行っております。

(ハ) 永豊餘造紙股份有限公司 (台湾)

当社グループは、永豊餘造紙グループの中国、台湾、ベトナム地域における板紙・段ボール事業を担う永豊餘ケイマン社に20.35%出資しております。現在、中国・台湾に技術者を派遣し、板紙生産設備のさらなる安定操業に向けた支援を行っております。

(ニ) S C Gペーパー社 (SCG Paper Public Company Limited、タイ)

かねてより共同での事業展開を検討しておりましたが、平成24年7月に当社グループが55%を出資し、東南アジア市場で成長が見込まれる多用途薄物産業用紙を生産・販売する合弁会社、サイアム・ニッポン・インダストリアル・ペーパー社をタイ国に設立いたしました。

新設される抄紙機(年間生産能力43千トン)は平成26年度第1四半期の稼働を目指しております。

(ホ) AMCE L社 (Amapa Florestal e Celulose S.A.、ブラジル)

平成18年にブラジルの植林・チップ生産輸出事業会社であるAMCE L社の50%の株式を取得し、主として製紙用木材チップ事業を展開してまいりましたが、本年3月に100%子会社化いたしました。同社が有する豊富で再生産可能な木材資源を活用し、紙パルプ用途のみならず、資源エネルギー分野なども含めた新たな展開を図ってまいります。

④ 財務体質の改善

当社グループでは、東日本大震災からの復興のために多額の資金を要したことにより有利子負債が増加しました。第4次中期経営計画における諸施策の実行により、負債／資本比率を1.5倍以下に改善することを目標としております。

また、資産の効率化を図ることなどにより戦略投資資金を確保し、グループの成長、強化に振り向けてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第86期 (平成22年3月期)	第87期 (平成23年3月期)	第88期 (平成24年3月期)	第89期(当期) (平成25年3月期)
売上高 (百万円)	546,398	527,019	467,342	548,808
経常利益 (百万円)	15,179	7,823	18,842	5,699
当期純利益または当期純損失(△) (百万円)	16,310	△36,439	△46,945	13,781
1株当たり当期純利益または 当期純損失(△) (円)	15.09	△33.72	△403.81	118.55
遡及修正後の1株当たり当期 純利益または当期純損失(△) (円)	140.30	△313.44	△403.81	118.55
総資産 (百万円)	1,257,303	1,311,898	1,270,034	1,313,954

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成24年4月24日付で1,080,671,242株を116,254,892株とする株式併合を行っております。第88期の1株当たり当期純損失および第89期の1株当たり当期純利益は、期首に株式併合が行われたと仮定し算定しております。
3. 遡及修正後の1株当たり指標につきましては、平成24年4月24日付で実施した株式併合を加味した調整(遡及修正)を行っております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等 (平成25年3月31日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社日本製紙グループ本社で、同社は当社の議決権を100%保有する完全親会社であります。当社は、同社より、経営指導契約に基づき、経営・企画などに関する助言・指導を受けております。

(注) 株式会社日本製紙グループ本社は、本年4月1日付で当社と合併し、消滅しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
[紙・パルプ事業] オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd)	千オーストラリア\$ 662,280	% 100.0	紙、板紙、パルプ、事務用品の製造販売
大昭和北米コーポレーション (Daishowa North America Corporation)	千カナダ\$ 165,800	100.0	北米事業会社の統括
日本紙通商株式会社 [木材・建材・土木建設関連事業]	百万円 1,000	98.3	紙、パルプ、薬品の販売
日本製紙木材株式会社	440	100.0	木材、製材の販売
エヌ・アンド・イー株式会社 [その他]	3,750	(70.0)	MDF (中質繊維板) の製造販売
日本製紙総合開発株式会社	710	100.0	レジャー施設の経営、緑化事業、 不動産の賃貸
日本製紙物流株式会社	70	100.0	倉庫業、通運業、貨物運送業

(注) 1. 百万円未満、千オーストラリア\$未満および千カナダ\$未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有を含む議決権比率であります。

3. 日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社は、平成24年10月1日付で当社と合併し、消滅しております。

4. 当期から、株式会社パルウッドマテリアルを重要な子会社から除外いたしました。

③ 企業結合等の状況

上記重要な子会社7社合計の売上高は4,148億90百万円、当期純利益は9億43百万円であります。(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

(7) 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

当社は、紙・パルプの製造販売のほか、これに付帯する事業を行っております。

主なものは、次のとおりであります。

- ① 紙・パルプ
洋紙、板紙、製紙パルプ
- ② 紙関連
紙加工品、化成品
- ③ その他
電力

(8) 主要な営業所および工場 (平成25年3月31日現在)

本社 (東京都千代田区) 営業拠点：本社、5 営業支社 生産拠点：釧路工場 (北海道釧路市)、北海道工場 (北海道苫小牧市、旭川市、白老郡白老町)、石巻工場 (宮城県石巻市)、岩沼工場 (宮城県岩沼市)、勿来工場 (福島県いわき市)、富士工場 (静岡県富士市)、岩国工場 (山口県岩国市)、八代工場 (熊本県八代市) 研究所：総合研究所 (東京都北区)、アグリ・バイオ研究所 (東京都北区)
板紙事業本部 (旧 日本大昭和板紙株式会社) 営業拠点：本社、1 支店、3 営業所 生産拠点：秋田工場 (秋田県秋田市)、足利工場 (栃木県足利市)、草加工場 (埼玉県草加市)、吉永工場 (静岡県富士市)、大竹工場 (広島県大竹市)
紙パック事業本部 (旧 日本紙パック株式会社) 営業拠点：本社、4 営業所 生産拠点：草加紙パック株式会社 (埼玉県草加市)、江川紙パック株式会社 (茨城県猿島郡五霞町)、三木紙パック株式会社 (兵庫県三木市)、石岡加工株式会社 (茨城県石岡市)、勿来フィルム株式会社 (福島県いわき市)
ケミカル事業本部 (旧 日本製紙ケミカル株式会社) 営業拠点：本社、1 営業所 生産拠点：江津事業所 (島根県江津市)、岩国事業所 (山口県岩国市)、東松山事業所 (埼玉県東松山市)、勇払製造所 (北海道苫小牧市)

(注) 当社、日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社は、平成24年10月1日付で、当社を存続会社として合併いたしました。

(9) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,961名	1,324名増	41歳8か月	20年11か月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 前期末比増加は、平成24年10月1日付の日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併によるものです。

(10) 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	108,000百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	95,000百万円
農林中央金庫	52,000百万円
株式会社日本製紙グループ本社	48,000百万円
明治安田生命保険相互会社	44,000百万円
株式会社三井住友銀行	42,000百万円
日本生命保険相互会社	38,000百万円
三井生命保険株式会社	30,500百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,000百万円
みずほ信託銀行株式会社	27,000百万円

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 株式会社日本製紙グループ本社は、本年4月1日付で当社と合併し、消滅しております。

2. 会社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(注) 平成24年4月9日開催の臨時株主総会における定款変更に係る決議により、発行可能株式総数は、同年4月24日付で、300,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 116,254,892株

(注) 平成24年4月9日開催の臨時株主総会における株式併合に係る決議により、発行済株式の総数は、同年4月24日付で、116,254,892株となっております。

(3) 株主数 1名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 製 紙 グ ル ー プ 本 社	116,254,892株	100.0%

(注) 株式会社日本製紙グループ本社は、本年4月1日付で当社と合併し、消滅しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、本年4月1日に株式会社日本製紙グループ本社を吸収合併し、本年3月31日現在の同社の全株主を引き継いでおります。本年3月31日現在の同社の株式に関する事項につきましては、別冊ご参考資料の9頁をご参照ください。

なお、当社定款の附則第1条および第2条の定めにより、本年6月の定時株主総会における議決権行使の権利および配当を受領する権利の基準日は、本年4月1日となっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 社 長	芳 賀 義 雄	株式会社日本製紙グループ本社代表取締役社長 理文造紙有限公司 (Lee & Man Paper Manufacturing Limited)取 締役 日本製紙連合会会長
代 表 取 締 役 副 社 長	山 下 勁	株式会社日本製紙グループ本社代表取締役副社長、 C S R 本部長
専 務 取 締 役	岩 瀬 広 徳	板紙事業本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役
専 務 取 締 役	本 村 秀	管理本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役管理本部長
専 務 取 締 役	山 田 英 継	富士工場長兼板紙事業本部長代理兼吉永工場長
常 務 取 締 役	八 巻 眞 覧	ケミカル事業本部長

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
常 務 取 締 役	馬 城 文 雄	企画本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役企画本部長兼 理文造紙プロジェクト推進室長、原材料管掌 日本製紙クレシア株式会社取締役 オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd) 取締役 リンテック株式会社監査役
常 務 取 締 役	原 田 勇	八代工場長
常 務 取 締 役	丸 川 修 平	総務・人事本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役総務・人事本 本部長
常 務 取 締 役	藤 崎 夏 夫	石巻工場長兼岩沼工場長
常 務 取 締 役	赤 津 隆 一	新聞営業本部長
常 務 取 締 役	佐 藤 信 一	印刷・情報用紙営業本部長 リンテック株式会社取締役
取 締 役	府 川 格	紙パック事業本部長
取 締 役	南 里 泰 徳	研究開発本部長 株式会社日本製紙グループ本社技術研究開発本部長 代理
取 締 役	山 崎 和 文	技術本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役技術研究開発 本部長 日本製紙パピリア株式会社取締役
取 締 役	大 田 雅 彦	岩国工場長
取 締 役	濱 沖 賢	北海道工場長
取 締 役	内 藤 勉	釧路工場長
取 締 役	藤 澤 治 雄	原材料本部長
常任監査役(常勤)	濱 島 明 人	株式会社日本製紙グループ本社常任監査役(常勤) 日本製紙クレシア株式会社監査役
監 査 役(常勤)	寺 尾 誠	株式会社日本製紙グループ本社監査役(常勤)
監 査 役	房 村 精 一	株式会社日本製紙グループ本社監査役、弁護士 公安審査委員会委員長、東京都労働委員会公益委員 (会長代理)
監 査 役	坂 本 邦 夫	株式会社日本製紙グループ本社監査役、 公認会計士、税理士 公認会計士・税理士坂本邦夫事務所所長

- (注) 1. 平成24年6月22日開催の第88回定時株主総会において、次の各氏が新たに選任され、就任いたしました。

取締役 藤澤 治雄
監査役 濱島 明人、房村 精一

2. 平成24年6月22日開催の第88回定時株主総会において、坂本 邦夫氏が監査役に新たに選任され、同年6月28日付で就任いたしました。
3. 平成24年6月22日開催の第88回定時株主総会の終結の時をもって、次の各氏が退任いたしました。

代表取締役副社長 林 昌幸
専務取締役 野口 文博、倉田 博美
常務取締役 大古 哲己
取締役 佐々木 謙二
常任監査役(常勤) 石川 博敏
監査役 柳田 直樹

なお、石川 博敏氏は辞任により監査役を退任いたしました。

4. 平成24年6月22日開催の取締役会において、次の各氏が新たに選定され、就任いたしました。

専務取締役 山田 英継
常務取締役 赤津 隆一、佐藤 信一

5. 平成24年6月22日開催の監査役会において、濱島 明人氏が新たに常任監査役(常勤)に選定され、就任いたしました。

6. 平成24年6月28日付で、森川 好弘氏は辞任により監査役を退任いたしました。なお、同氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、株式会社日本製紙グループ本社の社外監査役を兼任しておりました。同氏は、退任までの間に開催された取締役会6回のうち5回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜、決議事項や報告事項について質問するとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べておりました。また、退任までの間に開催された監査役会6回のうち5回に出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、監査に関する重要事項の協議などを行い、必要に応じ社外の立場から意見を述べておりました。当社と同氏は、同氏が監査役を退任するまでの間、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しておりました。

7. 平成24年8月24日開催の臨時株主総会において、次の各氏が新たに選任され、同年10月1日付で就任いたしました。

取締役 岩瀬 広徳、八巻 眞覧、府川 格

8. 平成24年10月1日開催の取締役会において、次の各氏が新たに選定され、就任いたしました。

専務取締役 岩瀬 広徳
常務取締役 八巻 眞覧

9. 当該事業年度中および当該事業年度の終了時における役員の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	新地位・担当等	旧地位・担当等	異動年月日
芳賀 義雄	日本製紙連合会会長	(新任)	平成24年5月10日
山下 勁	代表取締役副社長	代表取締役副社長、 管理本部長	平成24年6月22日
	株式会社日本製紙グループ本社代表取締役副社長、CSR本部長	株式会社日本製紙グループ本社代表取締役副社長、CSR本部長兼管理本部長	平成24年6月28日
	(退任)	日本大昭和板紙株式会社取締役	平成24年9月30日
	(退任)	代表取締役副社長	平成25年3月31日
本村 秀	専務取締役管理本部長	専務取締役企画本部長	平成24年6月22日
	株式会社日本製紙グループ本社取締役管理本部長	株式会社日本製紙グループ本社取締役企画本部長兼理文造紙プロジェクト推進室長	平成24年6月28日
	(退任)	日本製紙クレシア株式会社取締役	平成24年6月21日
	(退任)	オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd) 取締役	平成24年7月1日
	(退任)	リンテック株式会社監査役	平成24年6月26日

氏名	新地位・担当等	旧地位・担当等	異動年月日
山田 英継	専務取締役富士工場長	常務取締役富士工場長	平成24年6月22日
	(退任)	日本大昭和板紙株式会社取締役吉永工場長	平成24年9月30日
	専務取締役富士工場長兼板紙事業本部長代理兼吉永工場長	専務取締役富士工場長	平成24年10月1日
	(退任)	専務取締役富士工場長兼板紙事業本部長代理兼吉永工場長	平成25年3月31日
八巻 眞覧	(退任)	常務取締役ケミカル事業本部長	平成25年3月31日
馬城 文雄	常務取締役企画本部長	常務取締役原材料本部長	平成24年6月22日
	株式会社日本製紙グループ本社取締役企画本部長兼理文造紙プロジェクト推進室長、原材料管掌	株式会社日本製紙グループ本社取締役、原材料管掌	平成24年6月28日
	日本製紙クレシア株式会社取締役	(新任)	平成24年6月21日
	オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd) 取締役	(新任)	平成24年7月1日
	リンテック株式会社監査役	(新任)	平成24年6月26日
原田 勇	(退任)	常務取締役八代工場長	平成25年3月31日

氏名	新地位・担当等	旧地位・担当等	異動年月日
藤崎 夏夫	常務取締役石巻工場長兼岩沼工場長	常務取締役災害復興対策本部長	平成24年6月22日
	(退任)	常務取締役石巻工場長兼岩沼工場長	平成25年3月31日
赤津 隆一	常務取締役新聞営業本部長	取締役新聞営業本部長	平成24年6月22日
	(退任)	常務取締役新聞営業本部長	平成25年3月31日
佐藤 信一	常務取締役印刷・情報用紙営業本部長	取締役印刷・情報用紙営業本部長代理	平成24年6月22日
	(退任)	常務取締役印刷・情報用紙営業本部長	平成25年3月31日
府川 格	(退任)	取締役紙パック事業本部長	平成25年3月31日
南里 泰徳	(退任)	取締役研究開発本部長	平成25年3月31日
山崎 和文	取締役技術本部長	取締役災害復興対策本部長代理兼技術本部長代理兼生産部長	平成24年6月22日
	株式会社日本製紙グループ本社取締役技術研究開発本部長	株式会社日本製紙グループ本社技術研究開発本部長代理兼生産部長	平成24年6月28日
	日本製紙パピリア株式会社取締役	(新任)	平成24年6月21日
大田 雅彦	取締役岩国工場長	取締役北海道工場長	平成24年6月22日
	(退任)	取締役岩国工場長	平成25年3月31日

氏名	新地位・担当等	旧地位・担当等	異動年月日
濱沖 賢	取締役北海道工場長	取締役勿来工場長	平成24年6月22日
	(退任)	取締役北海道工場長	平成25年3月31日
内藤 勉	(退任)	取締役釧路工場長	平成25年3月31日

10. 監査役 房村 精一氏および監査役 坂本 邦夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
11. 常任監査役（常勤）濱島 明人氏は、当社において関連企業管理部門での部長職を含む長年の実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
12. 監査役（常勤）寺尾 誠氏は、海外子会社の経理・財務部門において実務経験があり、また加えて、海外事業管理部門に長年にわたり在籍し、海外子会社の経理・財務面を含む経営全般の管理を担当した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
13. 監査役 坂本 邦夫氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
14. 株式会社日本製紙グループ本社は、本年4月1日付で当社と合併し、消滅しております。

(2) 取締役および監査役（平成25年4月1日現在）

当社は、本年2月22日開催の取締役会および臨時株主総会ならびに本年4月1日開催の取締役会において、代表取締役の異動を含む役員人事および執行役員制度の導入を決議いたしました。内容は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役会長	中村 雅知	
代表取締役社長	芳賀 義雄	社長執行役員 理文造紙有限公司 (Lee & Man Paper Manufacturing Limited) 取締役 日本製紙連合会会長
代表取締役副社長	岩瀬 広徳	板紙事業本部長 副社長執行役員
代表取締役副社長	本村 秀	管理本部長兼CSR本部長 副社長執行役員
取 締 役	馬城 文雄	企画本部長、関連企業担当 常務執行役員 日本製紙クレシア株式会社取締役 オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd) 取締役 リンテック株式会社監査役
取 締 役	丸川 修平	総務・人事本部長 常務執行役員
取 締 役	山崎 和文	技術本部長、研究開発本部管掌 執行役員 日本製紙パピリア株式会社取締役
取 締 役	藤澤 治雄	原材料本部長 執行役員
常任監査役（常勤）	濱島 明人	日本製紙クレシア株式会社監査役
監 査 役（常勤）	寺尾 誠	
監 査 役	房村 精一	弁護士 公安審査委員会委員長、東京都労働委員会公益委員 (会長代理)
監 査 役	坂本 邦夫	公認会計士、税理士 公認会計士・税理士坂本邦夫事務所所長

- (注) 1. 本年2月22日開催の臨時株主総会において、中村 雅知氏が新たに取締役を選任され、本年4月1日付で就任いたしました。
2. 本年4月1日開催の取締役会において、次の各氏が新たに選定され、就任いたしました。
- 代表取締役会長 中村 雅知
代表取締役副社長 岩瀬 広徳、本村 秀
3. 当社は、監査役 房村 精一氏および監査役 坂本 邦夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考：執行役員（平成25年4月1日現在）】

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	芳 賀 義 雄	
副 社 長 執 行 役 員	岩 瀬 広 徳	板紙事業本部長
副 社 長 執 行 役 員	本 村 秀	管理本部長兼C S R本部長
専 務 執 行 役 員	八 巻 眞 覧	ケミカル事業本部長
常 務 執 行 役 員	馬 城 文 雄	企画本部長、関連企業担当
常 務 執 行 役 員	丸 川 修 平	総務・人事本部長
常 務 執 行 役 員	藤 崎 夏 夫	石巻工場長兼岩沼工場長
常 務 執 行 役 員	赤 津 隆 一	新聞営業本部長
常 務 執 行 役 員	佐 藤 信 一	印刷用紙営業本部長兼情報用紙営業本部長
執 行 役 員	山 崎 和 文	技術本部長
執 行 役 員	大 田 雅 彦	岩国工場長
執 行 役 員	濱 沖 賢	北海道工場長
執 行 役 員	藤 澤 治 雄	原材料本部長
執 行 役 員	煙 山 寿	勿来工場長
執 行 役 員	大 市 哲 也	紙パック事業本部長
執 行 役 員	音 羽 徹	富士工場長兼板紙事業本部長代理兼吉永工場長
執 行 役 員	内 海 晃 宏	八代工場長
執 行 役 員	野 沢 徹	管理本部長代理兼経理部長
執 行 役 員	福 島 一 守	釧路工場長
執 行 役 員	五 十 嵐 陽 三	研究開発本部長兼総合研究所長
執 行 役 員	遠 山 和 伸	板紙事業本部長代理（白板・産業用紙営業統括）
執 行 役 員	武 藤 悟	板紙事業本部長代理（段原紙営業統括）

(3) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	24名	563百万円
監 査 役	3名	24百万円

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 上記には、当該事業年度中に退任した取締役5名および監査役1名が含まれております。
3. 上記には、無報酬の社外監査役4名は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、本年2月22日開催の臨時株主総会において、年額800百万円以内と決議しております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第83回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等については、当社における職責に応じて基準額を定め、そのうち70%を固定的に支給し、30%については原則として前事業年度業績に応じて増減したうえで支給いたします。

監査役の報酬等については、その職責に鑑み、業績との連動は行わず、監査役の協議により決定し支給いたします。

なお、取締役および監査役の報酬等の支給は、株主総会で決議した報酬等の総額の枠内で行います。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 房村 精一氏は、公安審査委員会の委員長および東京都労働委員会の公益委員（会長代理）を務めております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 坂本 邦夫氏は、公認会計士・税理士坂本邦夫事務所の所長を務めております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 房村 精一氏は、株式会社日本製紙グループ本社社外監査役であります。

監査役 坂本 邦夫氏は、株式会社日本製紙グループ本社社外監査役であります。

なお、株式会社日本製紙グループ本社は前記1. (6)「重要な親会社および子会社の状況等」に記載のとおり、当社の親会社であります。

(注) 株式会社日本製紙グループ本社は、本年4月1日付で当社と合併し、消滅しております。

③ 当事業年度における主な活動状況

監査役 房村 精一氏は、平成24年6月22日の就任以降に開催の取締役会11回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。また、平成24年6月22日の就任以降に開催の監査役会10回のうち10回に出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、監査に関する重要事項の協議などを行い、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役 坂本 邦夫氏は、平成24年6月28日の就任以降に開催の取締役会10回のうち10回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。また、平成24年6月28日の就任以降に開催の監査役会9回のうち9回に出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、監査に関する重要事項の協議などを行い、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役 房村 精一氏および監査役 坂本 邦夫氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。

⑤ 報酬等の総額等

	人 数	報酬等の総額	親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額
社外監査役	4名	0円	13百万円

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 上記には、当該事業年度中に退任した社外監査役2名が含まれております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	114百万円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	157百万円

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれております。
3. 当社の重要な子会社のうち、オーストラリアンペーパー (Paper Australia Pty Ltd) は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young) の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

標記の体制について、当社は平成18年5月25日に取締役会で決議後、本年2月22日の取締役会決議により一部改定しております。内容は次のとおりです。

- (1) 「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
 - ① 会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性ある内部統制システムの構築と法令および定款を遵守する体制を確立する。
 - ② 監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査する。
- (2) 「株式会社の業務の適正を確保するための体制」
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法定文書、その他取締役の職務執行に係る文書については、文書管理規則などの定めるところに従い、適切に保存・管理する。
 - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社およびグループ会社の業務執行に係るリスクについては、リスクの個々の内容に応じて、主管する部署において必要な規則・ガイドラインを制定するほか、マニュアルに基づく教育・訓練を実施するなどリスクの未然防止に努めるとともに、万一の発生の際には、親会社および子会社が一体となり、当社グループとしての損失の拡大を防止するとともに、これを最小限にとどめるための必要な体制を整える。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役会などの各機関、組織が、取締役会規則、決裁規則、職務分掌規則などの意思決定ルールにより、有効に機能し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確立する。
 - (ロ) 執行役員制度を導入し、取締役会による経営全般の監督機能および意思決定機能と執行役員による個々の部門の業務執行機能を切り分けて、責任と権限の所在を明確化する。
 - (ハ) 事業（グループ各社）ごとに、3年間の中期計画を策定し、課題・目標を明確化するとともに、年度ごとにそれに基づく業績管理を徹底して行う。
 - ④ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 「日本製紙グループ行動憲章」および「日本製紙行動規範」を制定し、コンプライアンスの周知・徹底を図る。

- (ロ) 経営監査室は、内部監査規則などに基づき、当社およびグループ会社の内部監査を行う。
- (ハ) 当社グループの内部通報制度として「日本製紙グループヘルプライン」を構築し、厳正に運用する。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (イ) グループの業務執行の適正を確保するため、グループ会社経営管理基本方針および関係会社業務規則を定め、当社への決裁申請、事前・事後報告制度などにより、グループにおける経営管理を適正に行う。
 - (ロ) 監査役は、当社の監査役会に加えて、当社の主要グループ会社の監査役で組織する「日本製紙グループ監査役連絡会」を主宰し、監査方針、監査方法などを定期的に協議するほか、情報交換を実施するなど連携強化を図り、グループにおける業務執行の適正を確保する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。なお、その人事については、監査役会の事前の同意を要する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役、執行役員および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。また、監査役は、いつでも取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。
 - (ロ) その他、監査役に会社の情報が適正に伝わるよう、取締役、執行役員および使用人からの報告に限らず、会計監査人、顧問弁護士などとも密に情報交換が行える環境を整備する。
 - (ハ) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持つなど意思の疎通に努める。また、監査役の求めに応じて、重要な会議への監査役の出席を確保する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規則に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を適切に行う。また、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たない。不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携をとり対応する。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、本年2月22日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決議し、また、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を決定いたしました。本対応方針は、同日開催の臨時株主総会において承認されております。

当社において株式会社日本製紙グループ本社と同じ内容および効力の買収防衛策を導入することについて、平成24年6月28日開催の株式会社日本製紙グループ本社第12回定時株主総会において、株主の皆さまにあらかじめご承認をいただいております。

本対応方針の有効期間は、本年4月1日から、平成27年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(1) 基本方針について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。しかしながら、当社株式等に対する大規模買付行為や買付提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

① 中期経営計画について

当社グループは紙パルプ事業を中心とした、用途多彩で再生可能な木材資源の活用を通じて、豊かな暮らしと地球環境の両立を支える企業活動を実践しております。この持続的成長をさらに確かなものにするため、平成24年4月1日から平成27年3月31日までを期間とする「第4次中期経営計画」を策定いたしております。第4次中期経営計画では、洋紙事業の収益力強化、事業構造転換に向けた取組み強化、海外事業の収益力強化、財務体質の改善の4つの主要テーマを掲げております。

洋紙事業の収益力強化では、生産設備12台を停止し、当社グループ洋紙生産能力の15%に相当する年産80万トンを削減することにより、平成25年度までの2年間で250億円の収益改善を図ります。

事業構造転換に向けた取組み強化では、国内での需要減少が見込まれる洋紙事業から、今後も国内外で安定的な成長が期待できるパッケージ・紙加工事業、再生可能資源からの素材として注目を集めるバイオケミカル事業、東日本大震災以降に事業機会が拡大しつつあるエネルギー事業など、強化すべき事業分野に経営資源を集中し、事業構造の転換を進めてまいります。

海外事業の収益力強化では、需要の旺盛なアジア・オセアニア地域を戦略地域として位置づけ、海外子会社の収益力向上を図るとともに、現地の有力企業との提携を強化し、海外展開の基盤強化を図ってまいります。

財務体質の改善では、東日本大震災により一時的に悪化した負債／資本比率を1.5倍以下に改善することを目標としております。

当社グループは、第4次中期経営計画の実行のみならず、技術開発を含めた再生可能なバイオマス資源の活用を推進し、暮らしと社会を支える「総合バイオマス企業」として企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを経営の最重要課題としております。

当社グループは本年4月1日付の組織再編成により、純粋持株会社制から事業持株会社制へ移行いたしました。これまで純粋持株会社として構築してまいりましたグループ経営の司令塔としてのグループ成長戦略の推進機能、傘下事業へのモニタリング（監査・監督）機能、およびコンプライアンス推進機能を維持・継続するとともに、事業持株会社として業務の執行と経営の監督をより一層明確に分離するため、執行役員制度を導入し、経営監視機能のさらなる向上を図ってまいります。

このような取組みにより、当社は、今後もより一層コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

かかる取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであり、上記(1)で述べた基本方針に沿うものであります。

(3) 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）

① 本対応方針の概要

当社は、上記(1)に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本対応方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

(イ) 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、(Ⅰ)事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(Ⅱ)大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(Ⅲ)株主の皆さまに当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

(ロ) 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(ハ) 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することを勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主意思確認総会を招集

するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本対応方針の独立委員会は、当社社外監査役2名および社外の有識者1名により構成されておりますが、本株主総会決議事項である第2号議案が承認された場合は、社外取締役1名が追加で就任する予定であります。

(二) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆さまにより本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆さまに対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

② 本対応方針が株主・投資家に与える影響等の概要

(イ) 大規模買付ルールの影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより株主の皆さまは、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

(ロ) 本新株予約権の無償割当時の影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆さまが、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、本新株予

約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

③ 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、平成24年6月28日開催の株式会社日本製紙グループ本社第12回定時株主総会においてあらかじめ株主の皆さまのご承認をいただいたうえで、本年2月22日開催の当社臨時株主総会において承認決議を行っていること、一定の場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆さまの意思の確認を行うこと、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されていること、本対応方針の運用に関して独立性の高い社外者から成る独立委員会を設置しており、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについての独立委員会の判断を最大限尊重して決議を行うこと、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を受けることができること、本対応方針の有効期間の満了前であっても当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止できること、本対応方針は当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとして設計されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）等により、その公正性・客観性が担保されています。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nipponpapergroup.com/contents/200189606.pdf>) に掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	[511,874]	流動負債	[463,660]
現金及び預金	109,870	支払手形及び買掛金	127,448
受取手形及び売掛金	185,293	短期借入金	257,089
親会社株式	269	未払法人税等	2,735
商品及び製品	70,922	その他の流動負債	76,387
仕掛品	16,340	固定負債	[638,766]
原材料及び貯蔵品	47,557	長期借入金	579,976
短期貸付金	45,376	退職給付引当金	17,206
繰延税金資産	6,705	環境対策引当金	395
その他の流動資産	30,175	繰延税金負債	2,415
貸倒引当金	△638	再評価にかかる繰延税金負債	29,986
固定資産	[918,269]	その他の固定負債	8,785
（有形固定資産）	(680,944)	負債合計	1,102,427
建物及び構築物	132,152	純資産の部	
機械装置及び運搬具	308,150	株主資本	[305,725]
土地	195,257	資本金	49,143
山林及び植林	22,372	資本剰余金	183,639
建設仮勘定	17,424	利益剰余金	72,942
その他の有形固定資産	5,587	その他の包括利益累計額	[18,314]
（無形固定資産）	(7,656)	その他有価証券評価差額金	6,166
無形固定資産	7,656	繰延ヘッジ損益	1,810
（投資その他の資産）	(229,667)	土地再評価差額金	18,827
投資有価証券	181,703	為替換算調整勘定	△8,490
繰延税金資産	38,439	少数株主持分	[3,676]
その他の投資その他の資産	10,461	純資産合計	327,715
貸倒引当金	△937	負債・純資産合計	1,430,143
資産合計	1,430,143		

連結損益計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	862,272
売上原価	686,803
売上総利益	175,469
販売費及び一般管理費	157,137
営業利益	18,331
営業外収益	
受取利息	1,479
受取配当金	1,579
受取賃貸料	1,408
持分法による投資利益	3,957
震災損失戻入	3,035
その他	2,732
営業外費用	14,192
支払利息	12,119
設備賃借料	1,133
運搬具転貸	2,107
その他	1,566
経常利益	16,926
特別利益	15,597
補助金収入	566
投資有価証券売却益	511
固定資産売却益	219
その他	246
特別損失	1,544
事業構造改革費用	1,952
投資有価証券評価損	1,419
固定資産除却損	1,400
減損	832
その他	2,059
税金等調整前当期純利益	7,665
法人税、住民税及び事業税	9,476
法人税等調整額	3,562
少数株主損益調整前当期純利益	1,447
少数株主損	4,466
当期純利益	1
	4,468

連結株主資本等変動計算書(自平成24年4月1日至平成25年3月31日) (単位:百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	104,873	119,380	42,237	266,491
連結会計年度中の変動額				
欠損填補(注1)		△25,037	25,037	—
資本金から剰余金への振替(注2)	△55,730	55,730		—
合併による増加(注3)		33,566	1,160	34,727
当期純利益			4,468	4,468
土地再評価差額金取崩			38	38
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	△55,730	64,259	30,704	39,234
当期末残高	49,143	183,639	72,942	305,725

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 ヘ ッ ジ 損 益	延 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 額			そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計
当期首残高	1,338	376		18,866	△23,519	△2,938	3,511	267,064
連結会計年度中の変動額								
欠損填補(注1)								—
資本金から剰余金への振替(注2)								—
合併による増加(注3)								34,727
当期純利益								4,468
土地再評価差額金取崩								38
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,827	1,434		△38	15,029	21,252	164	21,417
連結会計年度中の変動額合計	4,827	1,434		△38	15,029	21,252	164	60,651
当期末残高	6,166	1,810		18,827	△8,490	18,314	3,676	327,715

(注1) 会社法第448条第1項および第452条の規定に基づき、当社において、資本準備金(資本剰余金)の額を減少し、繰越利益剰余金(利益剰余金)に振り替えたものであります。

(注2) 会社法第447条第1項の規定に基づき、当社において、資本金の額を減少させその他資本剰余金(資本剰余金)に振り替えたものであります。

(注3) 平成24年10月1日付で日本大昭和板紙株式会社を吸収合併したことによる増加であります。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 41社

主要な連結子会社の名称

オーストラリアン・ペーパー、日本紙通商(株)、日本製紙木材(株)、日本製紙物流(株)

当連結会計年度において、以下のように異動しております。

(除外) 2社 日本紙パック(株)、日本製紙ケミカル(株)

日本紙パック(株)、日本製紙ケミカル(株)は、平成24年10月1日付の当社との合併により解散し、消滅しました。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

道央興発(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用非連結子会社および関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 なし

持分法適用関連会社の数 10社

リンテック(株)、ノース・パシフィック・ペーパー・コーポレーション、

大昭和・丸紅インターナショナル、日本トーカーパッケージ(株)、

永豊餘ケイマン、理文造紙有限公司 他4社

当連結会計年度において、以下のように異動しております。

(新規) 1社 日本トーカーパッケージ(株)

平成24年10月1日付の当社と日本大昭和板紙(株)の合併に伴い、日本大昭和板紙(株)の関連会社であった日本トーカーパッケージ(株)を当社の持分法適用会社に加えております。

(除外) 1社 WA・プランテーション・リソーシズ

平成25年3月29日付で、WA・プランテーション・リソーシズの株式を全て売却したため、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

- ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の数および主要な会社の名称等
持分法を適用していない非連結子会社の数 75社
持分法を適用していない関連会社の数 31社

主要な会社等の名称

(非連結子会社) 道央興発(株)

(関連会社) 日本紙運輸倉庫(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

- ③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、オーストラリアン・ペーパー社およびその子会社7社、大昭和北米コーポレーション、日本製紙USA、サウス・イースト・ファイバー・エクスポート、ニッポン・ペーパー・リソーシズ・オーストラリアの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計処理基準に関する事項

- ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準

時価法によっております。

- ③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法および総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- ④ 固定資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産(リース資産を除く)

… 定率法(当社の一部および連結子会社の一部は定額法)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 10~50年

機械装置及び運搬具 7~15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

⑤ 貸倒引当金の計上基準

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～15年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）に従い、定額法によりそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑦ 環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

⑧ 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

⑨ ヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等のうち、振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ・ヘッジ手段…為替予約

・ヘッジ対象…商品等の輸出による外貨建債権、原燃料の輸入等による外貨建債務および外貨建予定取引

b. ・ヘッジ手段…金利スワップ

・ヘッジ対象…借入金

(iii) ヘッジの方針

デリバティブ取引は、主として為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジすることを目的としております。

(iv) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

また、為替予約のうち、予約締結時にリスク管理方針に従って米貨建等による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているものについては、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。

⑩ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内の子会社の実態に基づいた適切な償却期間で、定額法により償却を行っております。

⑪ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社および一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

次の資産は下記の担保に供しております。

(i) 担保に供している資産

土地	1,082百万円
その他の有形固定資産	628百万円
計	1,711百万円

(ii) 担保に係る債務

短期借入金	563百万円
長期借入金 (含む1年以内返済)	737百万円
計	1,300百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,042,000百万円
(3) 保証債務	
連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。	
保証債務	90,642百万円 (89,958百万円)

() 内は連結会社の負担額であります。

(4) 連結会計年度末日の満期手形

連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が連結会計年度末の残高に含まれております。

受取手形	589百万円
支払手形	1,337百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	116,254,892株
------	--------------

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

なお、平成25年4月1日を基準日とし、同日付の当社の株主名簿に記載もしくは記録のある株主に対して次の通り配当する予定としております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,479	30	平成25年 4月1日	平成25年 6月28日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に調達・管理しております。資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。資金調達については、グループ全体の資金予測のもと、金融機関借入等で行っております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、グループ共通の与信管理規程に沿ってリスクの軽減を図っております。投資有価証券は上場株式・関係会社株式が主であり、上場株式については適時に時価の把握を行っております。

営業債務は1年以内の支払期日であります。借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。

外貨建ての金銭債権債務は為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用するなどしてヘッジしております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、資金予算を作成し、これをもとに月次・日次で更新し、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	109,870	109,870	—
(2) 受取手形及び売掛金	185,293	185,293	—
(3) 親会社株式	269	269	—
(4) 短期貸付金	45,376	45,376	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	35,412	35,412	—
関係会社株式	60,427	92,775	32,348
(6) 支払手形及び買掛金	(127,448)	(127,448)	—
(7) 短期借入金	(257,089)	(257,621)	532
(8) 長期借入金	(579,976)	(609,971)	29,994
(9) デリバティブ取引	1,982	1,982	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 親会社株式

取引所の価格によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金

これらの時価について、短期借入金の時価は、短期間で決済されるため帳簿価額にほぼ等しく当該帳簿価額によっております。1年内返済予定の長期借入金については、その将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を一定期間に区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、上記同様に割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(8)参照)。

為替予約取引等の振当処理を行っているものは、ヘッジ対象とされている売掛金、支払手形および買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金、支払手形および買掛金の時価に含めて記載しております。また、振当処理を行っていないものについて、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額85,864百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,787円32銭
1株当たり当期純利益	38円43銭

(注) 当社は、平成24年4月24日付で1,080,671,242株を116,254,892株とする株式併合を行っております。当該株式併合については、当連結会計年度の期首に株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

(1) 当社と当社親会社株式会社日本製紙グループ本社との合併

当社は、平成24年4月25日付の合併契約に基づき、平成25年4月1日に当社の親会社である株式会社日本製紙グループ本社(以下、日本製紙グループ本社)を吸収合併しました。なお、事業の内容は存続会社である当社が引き継いでおります。

① 取引の概要

(i) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業(吸収合併存続会社)

名称	日本製紙株式会社
事業の内容	新聞用紙、印刷用紙、情報用紙、産業用紙、段ボール原紙、高級白板紙、特殊白板紙、コート白ボール、パルプ、液体用紙容器および化成品などの製造・販売

被結合企業(吸収合併消滅会社)

名称	株式会社日本製紙グループ本社
事業の内容	主として紙・パルプ事業会社の株式の所有を通じて行う当該会社の経営管理

(ii) 企業結合日

平成25年4月1日

(iii) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日本製紙グループ本社は解散により消滅しました。

(iv) 結合後企業の名称

日本製紙株式会社

(v) 合併に係る割当ての内容

a. 株式の割当て比率

日本製紙グループ本社の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付しました。

b. 合併比率の算定根拠

日本製紙グループ本社は公平性・妥当性の確保を第一義と考え、第三者機関であるみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」）に本合併が日本製紙グループ本社および日本製紙グループ本社株主が保有する普通株式に与える影響の分析を依頼し、分析資料を受領しました。当社および日本製紙グループ本社はみずほ証券から受領した分析結果等を総合的に勘案して上記の通り合併比率を決定しております。

c. 日本製紙グループ本社が保有する当社株式

日本製紙グループ本社が保有する当社株式は、合併効力発生日において当社が保有する自己株式となりますが、日本製紙グループ本社は本合併により、当該株式の全てを新株発行に代えて全て日本製紙グループ本社の株主（ただし、日本製紙グループ本社を除く）に割当て交付しました。

(vi) その他取引の概要に関する事項

本合併により、現状の持株会社制を見直し、平成24年10月1日付の当社と日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併により、グループ全体として今まで以上に迅速な経営資源の配分が可能となり、グループが保有する成長分野事業を、国内洋紙事業と並ぶグループの中核事業として強化することが出来ると考えております。

今回の施策を通じて早期に事業構造の転換を進め、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

② 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行い、当社が日本製紙グループ本社の連結財務諸表を引き継いでおります。

(2) 固定資産の譲渡

当社は、平成24年10月1日付の譲渡契約に基づき、平成25年4月26日に当社が保有する固定資産の譲渡を行いました。

① 譲渡の理由

資産の効率化と財務体質の強化を図るため。

② 譲渡資産の内容

資産の内容および所在地	譲渡価額	帳簿価額
東京都北区堀船一丁目1番3 土地 4,195.34㎡	5,200百万円	22百万円

③ 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先との取決めにより公表を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係および取引関係はありません。

④ 損益に及ぼす影響額

当該固定資産の譲渡により、翌連結会計年度（平成26年3月期）において、諸費用等を除いた固定資産売却益約50億円を特別利益として計上する見込みであります。

7. その他の注記

(1) 連結損益計算書に関する事項

① 震災損失戻入益に関する事項

当連結会計年度において、当社は震災損失戻入益(3,035百万円)を計上しております。震災損失戻入益の内容は、震災損失引当金戻入額3,265百万円および震災損失△229百万円であります。

② 事業構造改革費用に関する事項

当連結会計年度において当社は事業構造改革費用（1,952百万円）を計上しております。

事業構造改革費用は、洋紙事業の復興計画に伴い追加で発生した費用であります。

③ 減損損失に関する事項

当連結会計年度において当社グループは以下の資産について減損損失（1,247百万円）を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	種 類	減 損 損 失	備 考
静岡県富士市	建物及び構築物	72	停止資産 特別損失「事業構造改革費用」
	土地	60	
	その他	281	
	計	414	
埼玉県加須市他	建物及び構築物	465	事業用資産 特別損失「減損損失」
	機械装置及び運搬具	36	
	土地	261	
	計	762	
島根県江津市他	建物及び構築物	33	処分予定資産他 特別損失「減損損失」
	機械装置及び運搬具	19	
	土地	7	
	その他	9	
	計	70	
計		1,247	

当社グループは、減損の兆候を判定するにあたり、事業用資産は主としてキャッシュ・フローの生成単位である事業単位で資産のグルーピングを実施しております。

収益性が著しく低下した事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割引いて算定しております。また、洋紙事業復興計画に伴う停止資産および処分予定資産他の回収可能価額は、正味売却可能価額により測定しており、原則として第三者による鑑定評価額またはそれに準ずる方法により算定しております。

(2) 企業結合等に関する事項

共通支配下の取引等

① 取引の概要

(i) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業（吸収合併存続会社）

名称	日本製紙株式会社
事業の内容	新聞用紙、印刷用紙、情報用紙、産業用紙などの紙、およびパルプの製造・販売

被結合企業（吸収合併消滅会社）

名称	日本大昭和板紙株式会社	日本紙パック株式会社	日本製紙ケミカル株式会社
事業の内容	段ボール原紙、高級白板紙、特殊白板紙、コート白ボール、その他板紙、建材原紙、紙管原紙、洋紙の製造・販売	液体用紙容器・紙製容器、プラスチック加工品・充填機・包装用機械の製造販売、日用雑貨品の売買	機能性コーティング材料、機能性フィルム、溶解パルプ、機能性化学品の製造・販売

(ii) 企業結合日

平成24年10月1日

(iii) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社は解散により消滅しております。

(iv) 結合後企業の名称

日本製紙株式会社

(v) 取引の目的を含む取引の概要

本合併により、グループ全体として今まで以上に迅速な経営資源の配分が可能となり、グループが保有する成長分野事業を、国内洋紙事業と並ぶグループの中核事業として強化することが出来ると考えております。

今回の施策を通じて早期に事業構造の転換を進め、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

② 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に定める、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類

貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	[442,495]	流動負債	[425,284]
現金及び預金	99,039	支払手形	845
受取手形	719	買掛金	78,854
売掛金	123,839	短期借入金	261,306
親会社株式	254	未払金	72,456
商品及び製品	45,468	未払費用	7,230
仕掛品	12,930	未払法人税等	503
原材料及び貯蔵品	38,975	その他の流動負債	4,087
短期貸付金	109,339	固定負債	[615,312]
未収入金	21,155	長期借入金	570,788
繰延税金資産	3,335	退職給付引当金	10,643
その他の流動資産	8,929	環境対策引当金	376
貸倒引当金	△21,490	再評価に係る繰延税金負債	29,986
固定資産	[871,458]	その他の固定負債	3,518
(有形固定資産)	(584,143)	負債合計	1,040,597
建物	93,343	純資産の部	
構築物	21,092	株主資本	[246,442]
機械及び装置	258,255	資本金	49,143
車両及び運搬具	96	資本剰余金	179,348
工具器具及び備品	3,948	資本準備金	70,051
土地	175,815	その他資本剰余金	109,296
山林及び植林	19,593	利益剰余金	17,950
リース資産	845	その他利益剰余金	17,950
建設仮勘定	11,152	海外投資等損失準備金	28
(無形固定資産)	(4,531)	特定災害防止準備金	79
ソフトウェア	2,572	固定資産圧縮積立金	11,952
その他の無形固定資産	1,959	繰越利益剰余金	5,889
(投資その他の資産)	(282,783)	評価・換算差額等	[26,914]
投資有価証券	48,369	その他有価証券評価差額金	6,869
関係会社株式及び出資金	196,971	繰延ヘッジ損益	1,217
長期貸付金	1,267	土地再評価差額金	18,827
長期前払費用	1,115	純資産合計	273,357
繰延税金資産	32,751	負債・純資産合計	1,313,954
その他の投資その他の資産	2,866		
貸倒引当金	△556		
資産合計	1,313,954		

損益計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		548,808
売 上 原 価		426,103
売 上 総 利 益		122,704
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		115,577
営 業 利 益		7,127
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,520	
雑 収 入	6,926	14,446
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,664	
雑 損 失	4,209	15,874
経 常 利 益		5,699
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	13,269	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	635	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	412	
固 定 資 産 売 却 益	110	
そ の 他	2	14,429
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 革 費 用	1,952	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,893	
固 定 資 産 除 却 損	1,125	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	935	
そ の 他	757	6,665
税 引 前 当 期 純 利 益		13,463
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	70	
未 払 法 人 税 等 取 崩 額	△843	
法 人 税 等 調 整 額	454	△318
当 期 純 利 益		13,781

株主資本等変動計算書(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本											株主資本 合計	
	資本金	資 本 金				利 益		剰 余 金					利益 剰余金 合計
		資 本 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 計	そ の 他 利 益	利 害 防 止 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	104,873	115,089	-	115,089	20,696	65	73	12,704	△58,577	△25,037		194,925	
事業年度中の変動額													
利益準備金取崩(注1)					△20,696				20,696			-	
欠損填補(注2)		△25,037	-	△25,037					25,037	25,037		-	
資本金から剰余金への振替(注3)	△55,730		55,730	55,730								-	
準備金から剰余金への振替(注4)		△20,000	20,000	-								-	
合併による増加(注5)			33,566	33,566					4,130	4,130		37,697	
当期純利益									13,781	13,781		13,781	
海外投資等損失準備金取崩						△37			37			-	
特定災害防止準備金積立							6		△6			-	
固定資産圧縮積立金取崩								△751	751			-	
土地再評価差額金取崩									38	38		38	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												-	
事業年度中の変動額合計	△55,730	△45,037	109,296	64,259	△20,696	△37	6	△751	64,467	42,988		51,517	
当 期 末 残 高	49,143	70,051	109,296	179,348	-	28	79	11,952	5,889	17,950		246,442	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	そ の 他 有 価 値 差 額 金	繰 上 延 損 益 ヘ ッ ジ	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 金 計	
当 期 首 残 高	2,248	493	18,866	21,608	216,533
事業年度中の変動額					
利益準備金取崩(注1)					-
欠損填補(注2)					-
資本金から剰余金への振替(注3)					-
準備金から剰余金への振替(注4)					-
合併による増加(注5)					37,697
当期純利益					13,781
海外投資等損失準備金取崩					-
特定災害防止準備金積立					-
固定資産圧縮積立金取崩					-
土地再評価差額金取崩					38
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	4,621	723	△38	5,306	5,306
事業年度中の変動額合計	4,621	723	△38	5,306	56,824
当 期 末 残 高	6,869	1,217	18,827	26,914	273,357

- (注1) 会社法第448条第1項の規定に基づき「利益準備金」の額を減少させ「繰越利益剰余金」に振り替えたものであります。
- (注2) 会社法第448条第1項の規定に基づき「資本準備金」の額を減少させ「その他資本剰余金」に振り替え、会社法第452条の規定に基づき、その振り替えた「その他資本剰余金」を「繰越利益剰余金」に振り替えたものであります。
- (注3) 会社法第447条第1項の規定に基づき「資本金」の額を減少させ「その他資本剰余金」に振り替えたものであります。
- (注4) 会社法第448条第1項の規定に基づき「資本準備金」の額を減少させ「その他資本剰余金」に振り替えたものであります。
- (注5) 平成24年10月1日付で日本大昭和板紙株式会社を吸収合併したことによる増加であります。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ただし、商品の一部（充填機等）は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

…定率法

ただし、北海道工場白老事業所、石巻工場、岩沼工場、富士工場、吉永工場等の有形固定資産（リース資産を除く）および平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 10～50年

機械及び装置 7～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金の計上基準

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～15年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13～15年）に従い、定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

③ 環境対策引当金の計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等のうち、振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(i) ・ヘッジ手段…為替予約

・ヘッジ対象…原燃料の輸入等による外貨建債務および外貨建予定取引

(ii) ・ヘッジ手段…金利スワップ

・ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

当社が行うデリバティブ取引は、為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジすることを目的としております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

また、為替予約のうち、予約締結時にリスク管理方針に従って、米貨建等による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているものについては、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

- (9) 会計方針の変更
 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当事業年度の損益への影響は軽微であります。
- (10) 表示方法の変更
 損益計算書に関する変更
 前事業年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」(前事業年度117百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度は区分掲記する方法に変更しております。
 前事業年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」(前事業年度94百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度は区分掲記する方法に変更しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産および担保に係る債務
 次の資産は下記の担保に供しております。
- | | |
|-----------------|----------|
| (i) 担保に供している資産 | |
| 土地 | 773百万円 |
| 山林及び植林 | 569百万円 |
| 計 | 1,342百万円 |
| (ii) 担保に係る債務 | |
| 長期借入金(含む1年以内返済) | 494百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,873,547百万円
- (3) 保証債務
 関係会社等の金融機関等からの借入等に対して、債務保証を行っております。
- | | |
|------|--------------|
| 保証債務 | 116,460百万円 |
| | (115,776百万円) |
- ()内は当社の負担額であります。
- (4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額
- | | |
|----------------|------------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 146,463百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 66,709百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 1,062百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 48,850百万円 |

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号、平成13年3月31日最終改正法律第19号）に基づいて再評価された事業用土地を合併により引継ぎ、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号、平成11年3月31日最終改正政令第125号）第2条第3号および第4号ならびに第5号に定める評価額に合理的な調整を加えて算定する方法
- ・再評価を行った年月日……平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△48,044百万円

(6) 事業年度末日満期手形

当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が事業年度末の残高に含まれております。

受取手形	13百万円
支払手形	254百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	129,300百万円
営業費用	143,888百万円
営業取引以外の取引による取引高	20,401百万円

(2) 抱合せ株式消滅差益に関する事項

当事業年度において、当社の完全子会社であった日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併に伴う抱合せ株式消滅差益（13,269百万円）を計上しております。

(3) 事業構造改革費用に関する事項

当事業年度において、当社は事業構造改革費用（1,952百万円）を計上しております。事業構造改革費用は、洋紙事業の復興計画に伴い追加で発生した費用であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払賞与		1,444百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額		7,654百万円
退職給付引当金		11,943百万円
株式評価損		14,561百万円
減損損失		11,862百万円
繰越欠損金		31,623百万円
その他		4,915百万円
繰延税金資産	小計	84,002百万円
評価性引当額		△36,804百万円
繰延税金資産	合計	47,198百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△7,164百万円
その他有価証券評価差額金		△3,142百万円
その他		△806百万円
繰延税金負債	合計	△11,112百万円
繰延税金資産の純額		36,086百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	㈱日本製紙グループ本社 (注1)	100.00	兼任7人	経営指導	短期資金の貸付・回収(注2,3)	25,994	短期貸付金	28,093
					短期資金の借入(注4)	53,000	短期借入金	-
					長期資金の借入(注4)	-	長期借入金	48,000
					債務保証(注5)	48,000	-	-

(取引条件および取引条件の決定方針等)

- (注1) ㈱日本製紙グループ本社は平成25年4月1日付で当社と合併しております。
- (注2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注3) 資金の貸付および回収取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。
- (注4) 資金の借入については、借入利率は資金調達した市場金利であります。
- (注5) ㈱日本製紙グループ本社の発行した社債に対する保証であります。なお、保証料は受領していません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権の割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員等の兼任	事業上の関係				
子会社	日本紙通商(株)	98.35	-	当社製品の販売	短期資金の貸付・回収(注1, 2)	29,386	短期貸付金	31,088
					手形債権の譲受(注3)	55,591	未払金	15,438
					製品の販売(注4)	105,279	売掛金	32,917
	(株)パルウッドマテリアル	100.00	-	-	短期資金の貸付・回収(注2, 5)	16,245	短期貸付金(注6)	15,843
Amapa Florestal e Celulose S.A.	100.00	-	-	債務保証	13,325	-	-	

(取引条件および取引条件の決定方針等)

- (注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 資金の貸付および回収取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。
- (注3) 当社は、譲渡された手形債権の売却を市場で行っております。
- (注4) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
- (注5) (株)パルウッドマテリアルに対する短期貸付金については、金利を免除しております。
- (注6) (株)パルウッドマテリアルの短期貸付金に対して、15,535百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当期の貸倒引当金繰入額は1,169百万円です。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員等の兼任	事業上の関係				
親会社の子会社	日本大昭和板紙(株) (注1)	-	-	当社への製品販売	短期資金の貸付・回収(注2, 3)	123,003	短期貸付金	-

(取引条件および取引条件の決定方針等)

- (注1) 日本大昭和板紙(株)は平成24年10月1日付で当社と合併しております。
- (注2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注3) 資金の貸付および回収取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,351円36銭
1株当たり当期純利益	118円55銭

- (注) 当社は、平成24年4月24日付で1,080,671,242株を116,254,892株とする株式併合を行っております。当該株式併合については、当事業年度の期首に株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(1) 当社と当社親会社株式会社日本製紙グループ本社との合併

当社は、平成24年4月25日付の合併契約に基づき、平成25年4月1日に当社の親会社である株式会社日本製紙グループ本社（以下、日本製紙グループ本社）を吸収合併しました。なお、事業の内容は存続会社である当社が引き継いでおります。

① 取引の概要

(i) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業（吸収合併存続会社）

名称	日本製紙株式会社
事業の内容	新聞用紙、印刷用紙、情報用紙、産業用紙、段ボール原紙、高級白板紙、特殊白板紙、コート白ボール、パルプ、液体用紙容器および化成品などの製造・販売

被結合企業（吸収合併消滅会社）

名称	株式会社日本製紙グループ本社
事業の内容	主として紙・パルプ事業会社の株式の所有を通じて行う当該会社の経営管理

(ii) 企業結合日

平成25年4月1日

(iii) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日本製紙グループ本社は解散により消滅しました。

(iv) 結合後企業の名称

日本製紙株式会社

(v) 合併に係る割当ての内容

a. 株式の割当て比率

日本製紙グループ本社の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付しました。

b. 合併比率の算定根拠

日本製紙グループ本社は公平性・妥当性の確保を第一義と考え、第三者機関であるみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」）に本合併が日本製紙グループ本社および日本製紙グループ本社株主が保有する普通株式に与える影響の分析を依頼し、分析資料を受領しました。当社および日本製紙グループ本社はみずほ証券から受領した分析結果等を総合的に勘案して上記の通り合併比率を決定しております。

c. 日本製紙グループ本社が保有する当社株式

日本製紙グループ本社が保有する当社株式は、合併効力発生日において当社が保有する自己株式となりますが、日本製紙グループ本社は本合併により、当該株式の全てを新株発行に代えて全て日本製紙グループ本社の株主（ただし、日本製紙グループ本社を除く）に割当て交付しました。

(vi) その他取引の概要に関する事項

本合併により、現状の持株会社制を見直し、平成24年10月1日付の当社と日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社との合併により、グループ全体として今まで以上に迅速な経営資源の配分が可能となり、グループが保有する成長分野事業を、国内洋紙事業と並ぶグループの中核事業として強化することが出来ると考えております。

今回の施策を通じて早期に事業構造の転換を進め、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

② 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

(2) 固定資産の譲渡

当社は、平成24年10月1日付の譲渡契約に基づき、平成25年4月26日に当社が保有する固定資産の譲渡を行いました。

① 譲渡の理由

資産の効率化と財務体質の強化を図るため。

② 譲渡資産の内容

資産の内容および所在地	譲渡価額	帳簿価額
東京都北区堀船一丁目1番3 土地 4,195.34 m ²	5,200百万円	22百万円

③ 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先との取決めにより公表を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係および取引関係はありません。

④ 損益に及ぼす影響額

当該固定資産の譲渡により、翌事業年度（平成26年3月期）において、諸費用等を除いた固定資産売却益約50億円を特別利益として計上する見込みであります。

9. その他の注記

企業結合等に関する事項

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業（吸収合併存続会社）

名称	日本製紙株式会社
事業の内容	新聞用紙、印刷用紙、情報用紙、産業用紙などの紙、およびパルプの製造・販売

被結合企業（吸収合併消滅会社）

名称	日本大昭和板紙株式会社	日本紙パック株式会社	日本製紙ケミカル株式会社
事業の内容	段ボール原紙、高級白板紙、特殊白板紙、コート白ボール、その他板紙、建材原紙、紙管原紙、洋紙の製造・販売	液体用紙容器・紙製容器、プラスチック加工品・充填機・包装用機械の製造販売、日用雑貨品の売買	機能的コーティング材料、機能的フィルム、溶解パルプ、機能的化成品の製造・販売

② 企業結合日

平成24年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日本大昭和板紙株式会社、日本紙パック株式会社および日本製紙ケミカル株式会社は解散により消滅しております。

④ 結合後企業の名称

日本製紙株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

本合併により、グループ全体として今まで以上に迅速な経営資源の配分が可能となり、グループが保有する成長分野事業を、国内洋紙事業と並ぶグループの中核事業として強化することが出来ると考えております。

今回の施策を通じて早期に事業構造の転換を進め、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に定める、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

日本製紙株式会社
取締役会 御中

平成25年5月13日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村 雅一 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹野 俊成 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製紙株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表6. 重要な後発事象に関する注記(1)に記載されているとおり、会社は、平成24年4月25日付の合併契約に基づき、平成25年4月1日に会社の親会社である株式会社日本製紙グループ本社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

日本製紙株式会社
取締役会 御中

平成25年5月13日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村 雅一 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹野 俊成 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製紙株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表8. 重要な後発事象に関する注記（1）に記載されているとおり、会社は、平成24年4月25日付の合併契約に基づき、平成25年4月1日に会社の親会社である株式会社日本製紙グループ本社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則に定める会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針およびその各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社等に赴き業務の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社法施行規則に定める会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月14日

日本製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）濱 島 明 人 ㊟

監 査 役（常勤）寺 尾 誠 ㊟

監 査 役 房 村 精 一 ㊟

監 査 役 坂 本 邦 夫 ㊟

(注) 監査役房村精一および監査役坂本邦夫は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、グループ全体の経営基盤強化、収益力向上に努め、企業価値の持続的成長を図ることによって、株主の皆さまの期待に応じてまいり所存でございます。

配当につきましては、グループの業績状況や内部留保の充実などを総合的に勘案したうえで、可能な限り安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円

配当総額3,479,436,840円

なお、株式会社日本製紙グループ本社が平成24年12月3日に同社普通株式1株につき金10円の間配当を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役である取締役1名を増員し、取締役9名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
1	<p>なかむら まさとみ 中村 雅知 (昭和16年2月3日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 20,178株</p>	<p>昭和38年4月 十條製紙株式会社入社 平成8年6月 当社小松島工場長 平成10年6月 当社取締役旭川工場長 平成13年3月 当社常務取締役旭川工場長兼勇弘工場長 平成15年4月 当社専務取締役企画本部長 平成15年6月 株式会社日本ユニパックホールディング取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長（～平成20年6月） 株式会社日本製紙グループ本社代表取締役社長 平成20年6月 同社取締役会長（～平成25年3月） 平成25年4月 当社代表取締役会長（現任）</p>
2	<p>はが よしお 芳賀 義雄 (昭和24年12月24日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 18,222株</p>	<p>昭和49年4月 十條製紙株式会社入社 平成7年7月 当社石巻工場原質部長 平成9年7月 当社小松島工場工務部長 平成12年6月 当社勿来工場工務部長 平成14年6月 当社小松島工場長 平成16年6月 当社取締役企画本部長代理兼経営企画部長 平成17年6月 当社取締役企画本部長兼経営企画部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役、I R 担当 平成18年4月 当社常務取締役企画本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役、広報・I R 担当 平成19年6月 同社取締役企画本部長 平成20年6月 当社代表取締役社長 株式会社日本製紙グループ本社代表取締役社長（～平成25年3月） 平成25年4月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 理文造紙有限公司 (Lee & Man Paper Manufacturing Limited)取締役 日本製紙連合会会長</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
3	いわせ ひのり 岩瀬 広徳 (昭和24年6月7日生) 所有する当社の株式の数 12,897株	昭和49年4月 十條製紙株式会社入社 平成10年7月 当社伏木工場工務部長 平成13年7月 当社石巻工場長代理兼抄造一部長 平成15年4月 当社伏木工場長 平成16年6月 当社取締役勿来工場長 平成18年4月 当社常務取締役勿来工場長 平成18年6月 当社常務取締役富士工場長 平成20年6月 当社専務取締役情報・産業用紙営業本部長(～平成21年6月) 平成21年6月 日本大昭和板紙株式会社代表取締役社長(～平成24年9月) 株式会社日本製紙グループ本社取締役(～平成25年3月) 平成24年10月 当社専務取締役板紙事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役副社長、板紙事業本部長、副社長執行役員(現任)
4	もとむら まさる 本村 秀 (昭和25年2月20日生) 所有する当社の株式の数 11,891株	昭和49年4月 十條製紙株式会社入社 平成12年6月 当社管理本部経理部長 平成14年6月 当社関連企業本部関連企業部長 平成15年6月 当社企画本部長代理兼関連企業部長 平成16年6月 当社取締役関連企業本部長兼関連企業部長 平成17年6月 株式会社日本製紙グループ本社取締役 平成18年4月 当社取締役総務・人事本部長 平成19年6月 当社常務取締役総務・人事本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役、総務・人事管掌 平成20年6月 当社常務取締役企画本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役企画本部長 平成22年6月 当社専務取締役企画本部長 平成22年8月 株式会社日本製紙グループ本社取締役企画本部長兼理文造紙プロジェクト推進室長 平成24年6月 当社専務取締役管理本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役管理本部長(～平成25年3月) 平成25年4月 当社代表取締役副社長、管理本部長兼CSR本部長、副社長執行役員(現任)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
5	<p style="text-align: center;">まのしろ ふみお 馬城 文雄 (昭和28年3月3日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 8,955株</p>	<p>昭和50年4月 十條製紙株式会社入社 平成12年6月 当社石巻工場原材料部長 平成13年7月 当社原材料本部林材部長 平成16年6月 当社原材料本部長代理兼林材部長 平成18年6月 当社取締役原材料本部長代理兼林材部長 平成19年4月 当社取締役八代工場長 平成21年6月 当社取締役原材料本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役、原材料管掌 平成22年6月 当社常務取締役原材料本部長 平成24年6月 当社常務取締役企画本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役企画本部長兼理文造紙プロジェクト推進室長、原材料管掌（～平成25年3月） 平成25年4月 当社取締役企画本部長、関連企業担当、常務執行役員（現任）</p> <p>(重要な兼職状況) 日本製紙クレシア株式会社取締役 オーストラリアンペーパー（Paper Australia Pty Ltd）取締役 リンテック株式会社監査役</p>
6	<p style="text-align: center;">まるかわ しゅうへい 丸川 修平 (昭和26年12月21日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 8,763株</p>	<p>昭和50年4月 十條製紙株式会社入社 平成12年7月 当社旭川工場事務部長 平成16年7月 当社勇払工場長代理兼事務部長、白老工場長代理兼事務部長 平成17年6月 当社総務・人事本部長代理兼人事部長 平成19年6月 当社取締役総務・人事本部長代理兼人事部長 平成20年6月 当社取締役総務・人事本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役総務・人事本部長（～平成25年3月） 平成22年6月 当社常務取締役総務・人事本部長 平成25年4月 当社取締役総務・人事本部長、常務執行役員（現任）</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
7	やまざき かずふみ 山崎 和文 (昭和30年6月6日生) 所有する当社の株式の数 5,946株	昭和55年4月 山陽国策パルプ株式会社入社 平成13年7月 当社石巻工場抄造二部長 平成15年2月 当社岩国工場抄造部長 平成18年4月 当社岩国工場長代理兼安全保安管理室長兼抄造部長 平成20年7月 当社岩国工場長代理兼安全保安管理室長 平成21年12月 当社岩国工場長代理 平成22年6月 当社取締役技術本部長代理兼生産部長 株式会社日本製紙グループ本社技術研究開発本部長代理兼生産部長 平成23年3月 当社取締役災害復興対策本部長代理兼技術本部長代理兼生産部長 平成24年6月 当社取締役技術本部長 株式会社日本製紙グループ本社取締役技術研究開発本部長(～平成25年3月) 平成25年4月 当社取締役技術本部長、研究開発本部管掌、執行役員(現任) (重要な兼職状況) 日本製紙パピリア株式会社取締役
8	ふじさわ はるお 藤澤 治雄 (昭和29年5月7日生) 所有する当社の株式の数 3,594株	昭和54年4月 山陽国策パルプ株式会社入社 平成14年7月 当社勇払工場原材料部長 平成19年6月 当社原材料本部林材部長 平成21年6月 当社原材料本部長代理兼林材部長 平成22年4月 当社原材料本部長代理兼林材部長兼森林資源部長 平成22年7月 当社原材料本部長代理兼林材部長 平成24年6月 当社取締役原材料本部長 平成25年4月 当社取締役原材料本部長、執行役員(現任)
9	※ あおやま よしみつ 青山 善充 (昭和14年4月4日生) 所有する当社の株式の数 0株	昭和40年12月 東京大学法学部助教授 昭和52年4月 東京大学法学部教授 平成8年4月 東京大学法学部長・同大学院法学政治学研究所長 平成11年4月 東京大学副学長 平成13年4月 成蹊大学法学部教授 平成13年5月 東京大学名誉教授 平成16年4月 明治大学法科大学院教授 平成18年4月 明治大学法科大学院長 平成19年2月 法制審議会会長 平成22年4月 明治大学法科大学院特任教授(現任) (重要な兼職状況) 明治大学法科大学院特任教授

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有当社株式数には、日本製紙役員持株会における持分株数が含まれております。
4. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- ① 候補者青山善充氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、本議案が原案どおり承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- ② 候補者青山善充氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。同氏は、東京大学などにおいて長年にわたり法学に関する研究と指導を行ってこられ、また、東京大学副学長、法制審議会会長などを歴任されておられることから、法律の専門家として培われた専門的な知識・経験などを活かして、コンプライアンスその他当社の取締役の職務の執行について客観的な立場から監督と助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ③ 候補者青山善充氏が取締役就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同氏と同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。
- ④ 候補者青山善充氏が取締役就任した場合は、当社取締役会は、当社独立委員会規則に基づき、本年2月22日に公表した「日本製紙株式会社の株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」における独立委員会の独立委員に同氏を選任する予定であります。
5. 上記略歴に記載の十條製紙株式会社は、平成5年4月1日付で商号を変更し、日本製紙株式会社となりました。
6. 上記略歴に記載の山陽国策パルプ株式会社は、平成5年4月1日付で当社と合併いたしました。
7. 上記略歴に記載の日本大昭和板紙株式会社は、平成24年10月1日付で当社と合併いたしました。
8. 上記略歴に記載の株式会社日本ユニパックホールディングは、平成16年10月1日付で商号を変更し、株式会社日本製紙グループ本社となりました。
9. 上記略歴に記載の株式会社日本製紙グループ本社は、本年4月1日付で当社と合併いたしました。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用ください
ますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットによる議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

- ① Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降
- ② Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.5.0 以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降 (画面上で株主総会参考書類などをご覧になる場合)

※Microsoft® およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) インターネットの接続に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能 (ポップアップブロック機能など) をご利用されている場合は、解除 (または一時解除) のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取り扱い

■インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到達したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

なお、インターネットと書面が同日に到達した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネットによる議決権行使は、平成25年6月26日 (水曜日) 午後5時までに行使されるようお願いいたします。

3. パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4. パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120(652)031
(受付時間 9:00~21:00)
- その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120(782)031
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行などの名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所などにより設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

メ モ

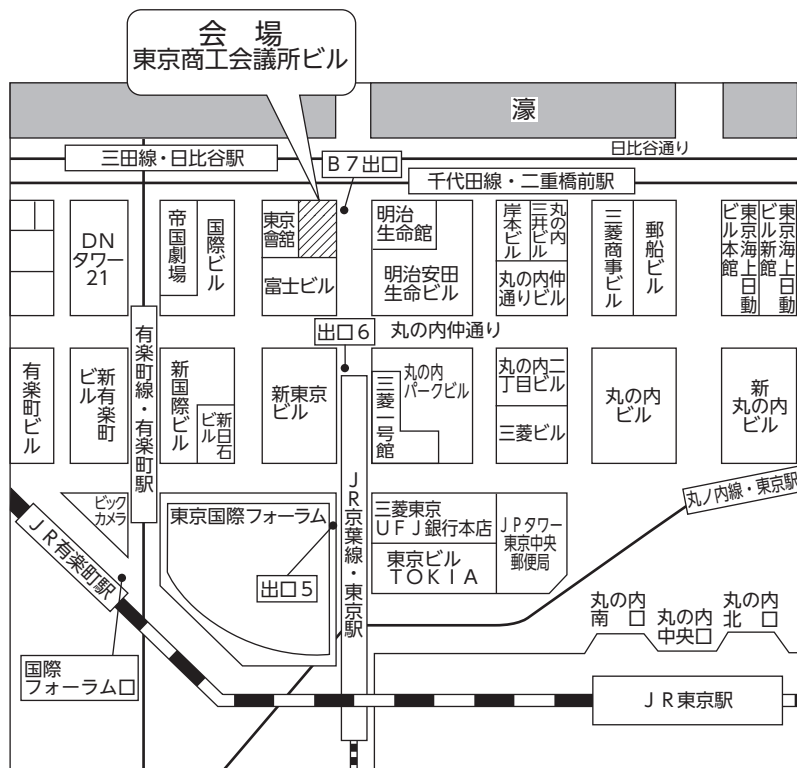
A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目2番2号

東京商工会議所ビル4階 東商ホール

電話 03-3283-7500



- J R 東京駅より徒歩10分 (丸の内南口)
有楽町駅より徒歩5分 (国際フォーラム口)
京葉線・東京駅より徒歩5分 (出口5)
- 地下鉄 千代田線・二重橋前駅より徒歩2分 (B7出口)
都営三田線・日比谷駅より徒歩2分 (B7出口)
有楽町線・有楽町駅より徒歩3分 (B7出口)
丸の内線・東京駅より徒歩10分 (出口6)

当日は節電のため、会場が蒸し暑いことが予想されますので、あらかじめご了承ください。